

日助発第 7 号  
2020 年 4 月 24 日

文部科学大臣  
萩生田 光一 殿

公益社団法人日本助産師会  
会長 島田真理恵



## 要　望　書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会を目指し、活動を行っております。

国内どこに居住しても、母子とその家族が安心、安全に出産、子育てが行えるよう に産前産後ケアサービスのさらなる充実と、成長発達段階に応じた次世代育成のため の健康教育のさらなる推進が図られますことを願っております。加えて、新型コロナウイルス感染防止に対する地域の母子保健事業活動休止で生じた問題の解決について、以下のように要望いたします。

### 要　望　事　項

1. 産前産後ケアサービス充実のための助産師・助産所の活用と環境整備を図られたい。
2. 成長発達段階に応じた次世代育成のための「心と体の健康教育」の推進を図られたい。
3. 各自治体に対して、新型コロナウイルスの感染防止に対応した母子保健事業として、オンラインを利用した母親学級・両親学級などの健康教育の開催、オンライン新生児訪問等の個別指導実施の指示、環境整備、ならびに予算措置を図られたい。
4. 新型コロナウイルスの感染拡大による地域母子保健事業活動休止に伴い、休業せざるを得ない助産師に対する給付型支援を速やかに実施いただきたい。

## 要望理由

### 1. 産前産後ケアサービス充実のための助産師・助産所の活用と環境整備を図られたい。

#### 1) 産前産後ケアサービスの全国展開の促進

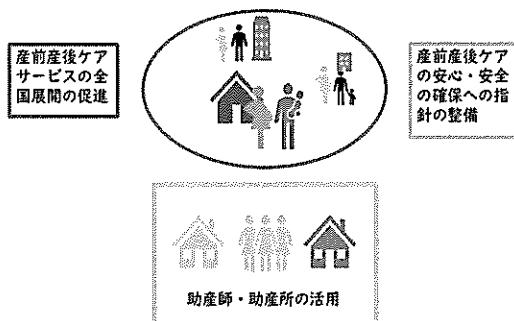
令和元年12月6日に、出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする「母子保健法の一部を改正する法律」が公布された。産後ケアの市町村の活動実績は、平成29年度の392から平成30年度には667と年々増加しているものの、全国展開までには至っておらず、サービスの内容にも地域格差がある。今後は、努力義務化により、ケアを必要とする母子が全国どこでもサービスが受けられるよう、更なる環境整備を図られたい。

#### 2) 産前産後ケアにおける助産師、助産所の活用

産後ケアの法制化を受け、具体的な実施内容などが検討されているところであるが、全国の助産所数は2545、その内分娩を取り扱っているのは379であり（厚生労働省：平成30年度衛生行政報告例）、分娩取り扱いとともに、産前産後ケアの提供者として中心的な役割を担っている。しかし、市町村からの委託費や利用者からの利用料では経営が成り立たず、分娩取り扱いの利益で赤字を補填している深刻な状況があり、このままではケアの継続が危ぶまれる。母子にとって、生活の場である地域において産前産後ケアが受けられる安心感は、出産や子育ての不安を軽減し、母親の心身の健康の維持、向上につながる。地域母子保健の貴重な資源である助産所がその機能を十分に発揮できるよう、財源の確保をお願いしたい。

#### 3) 産前産後ケアの安心・安全の確保への指針の整備

出産年齢の上昇に伴い、ハイリスク妊産婦が増加しているが、産後の心身の回復においてもリスク因子となっている。本会の会員からは、産後の子宮復古不全に伴う出血によって救急搬送となる事例やうつ症状をもつ母親の事例などが報告されており、宿泊型の施設では、助産師等の複数の配置、緊急時の医療機関等との連携体制の構築が求められている。今後の産後ケアの展開にあたっては、母子の安心、安全を確保するための設置指針等の整備を図られたい。



## 2. 成長発達段階に応じた次世代育成のための「心と体の健康教育」の推進を図られたい。

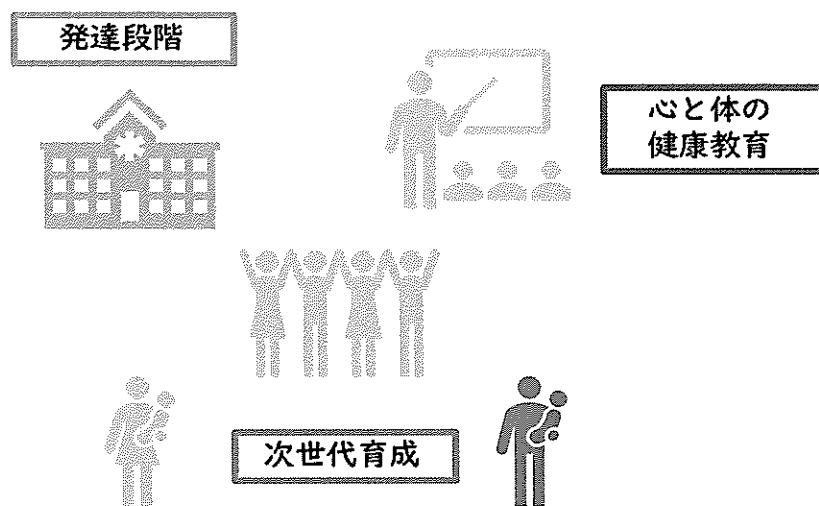
わが国の年間出生数は、2016年97万6978人と100万人を割り、2019年では86万人まで減少した。生涯未婚率も上昇傾向にあり、現状では出生数の増加は期待できない。

進学や職業の選択に関するキャリア教育の充実・促進が図られている教育現場において、自身の健康管理、家事や育児に関する教育は重要な視点と考えるが、社会で自立して活躍することと、子どもを産み育てるとの両立には多くの負担がある。学校教育現場での教育だけでは限界もあり、それらが出生数に影響を与えていていると考える。

本会では大学生や若者が“子どもを産み育てる”ライフプランの選択について考える機会をもってもらうことを目的に助産師の出前健康教育プロジェクトを行っている。また小中学生を対象にした「いのちの出前講座」をはじめとして地域で活躍する助産師が中心となって、性教育、思春期健康教育、妊活促進啓発事業など成長発達段階に応じた「心と体の健康教育」を実施している。

教育効果として、“いのち”や“子どもを産み育てる”ことへの漠然としたイメージが、発達段階に応じてより具体化し、自らの生活や今後のキャリア、家族との協働を考える機会となっていることが明らかになっている。

子どもたちが社会で自立し活躍できるために行われるキャリア教育の充実・推進の一環として、健やかに子を産み育てられるライフプランについても考えられるよう、心と体の健康教育を成長発達段階に合わせて計画し推進頂きたい。



3. 各自治体に対して新型コロナウイルスの感染防止に対応した母子保健事業として、オンラインを利用した母親学級・両親学級などの健康教育の開催、オンライン新生児訪問等の個別指導実施の指示、環境整備、ならびに予算措置を図られたい。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村および病産院の両親学級等、妊産婦とその家族を対象とした出産前教育や母子保健に係る相談事業が中止となっている。そのため、必要な相談・支援が受けられず、不安を抱える妊産婦が増加していることが、各地から報告されている。また、妊産婦や母子の孤立した生活の継続は、妊産婦のうつ、DV や乳幼児虐待などのリスクを増大させることが危惧される。

感染防止を考慮しながらも妊産婦の不安に寄り添う相談事業を早急に実施することが必要である。具体的には、オンラインによる健康教育の開催、新生児訪問を行うことで、感染防止を図りつつ、妊産婦の不安の軽減が可能となる。現在、教育機関を対象として通信量の制限の撤廃や無償化が実施されているところである。オンラインによる母子保健サービス事業においても教育機関と同様の措置が可能となるよう、早急な環境整備を図られたい。

4. 地域母子保健事業活動休止に伴い、休業せざるを得ない助産師に対する給付型支援を速やかに実施いただきたい。

地域で活躍する助産師は、母子保健事業を委託された場合、事業実施をもって、その支払いがなされており、このような社会的状況によって、事業が中止された場合には、その支払いは全くなされない。このため、収入が大幅に減少もしくは絶たれ、経済的に苦しい状況である。地域母子保健の崩壊を防ぐためにも、給付型支援の速やかな実施を図られたい。また、オンラインによる母子保健サービス事業を委託される助産師に対して従来と同様の給付が行われるよう予算措置を図られたい。